

わたらせテレビ株式会社 IP-VOD「milplus（みるプラス）」サービス加入契約約款

第1条（総則）

わたらせテレビ株式会社(以下「当社」という)は、当社が別に定める**ケーブルテレビ加入契約約款**（以下「TV約款」という）および**インターネット接続サービス加入契約約款**（以下「インターネット約款」という）並びにこの「IP-VODサービス加入契約約款」（以下「本約款」という）に基づき、IP-VODサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の適用）

本約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）は、本約款を遵守するものとします。

2 当社は、本サービスの運營業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することが出来ます。

第3条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾なく、本約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款によるものとします。

第4条（契約の単位と成立）

本サービスの契約については、契約者が本約款及び提携事業者の規約に同意した際に成立するものとします。

2 契約者による申し出により1契約に対して、最大4名の同居する同一世帯内の家族を追加登録することができるものとしますが、追加登録する家族は本約款及び提携事業者の規約への承認と同意を行うものとします。当社は本約款及び提携事業者の規約への承認と同意を前提に申し出を受けた各家族に対し契約者と同様に本サービス利用のためのIDを付与するものとします。申し出を受けて登録が完了した家族による本サービスの利用は契約者による利用とみなし、契約者と同じ責を負うものとします。

3 契約者及びIDを付与した家族毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大5台登録できるものとします。

4 IDを付与された契約者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は登録が完了した機器最大3台までとします。ただし、同一IDにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないものとします。

5 当社は、契約者より本サービス利用の申し出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。

- (1) 利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約上請求される諸料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合

(2) 利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約に違反する恐れがあると認められる場合

(3) 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合

(4) 利用申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合

6 契約者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとしします。

第5条（加入契約の撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を行うことができるものとしします。

2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます。

3 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとしします。

第6条（サービス期間）

本サービスには、別表に定める最低利用期間があります。

2 最低利用期間の起算は、**本サービスを受け始めた日の翌月から利用料を毎月支払うものとしします。**

3 当社は、最低利用期間が満了した場合には契約を継続するものとしします。

4 契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとしします。

第7条（解約）

契約者は、加入契約を解除しようとする場合、解除を希望する月の25日までに当社指定書式により当社にその旨申し出るものとしします。

2 契約者は解除の場合、第16条（利用料金）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解除の日の属する月までに精算するものとしします。

3 解除の場合、当社はサービスの提供を停止します。

第8条（本サービスの内容）

本サービスは当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」という）を視聴することができる映像配信サービス（以下「ビデオサービス」という）です。

2 本サービスの対象地区は日本国内としします。

3 本サービスは地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

第9条（本サービス利用の条件）

当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。

2 本サービスの利用にあたっては、本約款を承諾の上、当社所定の手続きに従い必要事項の登録を行うことにより申込みものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとします。

3 本サービスの提供は当社の提供する以下のインターネット接続サービスの契約が必要です。なお、インターネット接続サービスを休止もしくは停止している期間は本サービスの利用ができなくなります。インターネット接続サービスを休止または停止から再開した際に再び本サービスの利用をご希望される場合は、再度お申込み手続きが必要となり、第14条（認証情報）に定める認証用のID 及びパスワードが変更となります。

《インターネット接続サービスコース一覧》

	足利エリア	太田エリア
インターネット接続サービス	マックスコース、スタンダードコース、ミドルコース、ミニコース	全コース
わたらせスマートBOX	全コース	全コース

第10条（本サービスの種類）

本サービスには次の各号で定める種類があります。

(1) 「見放題パック プライム」

当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスです。

(2) 「見逃し番組」

当社とテレビサービス（エンジョイコース、プレミアコース）視聴契約のある利用者に対し、放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1ヶ月間を利用単位として利用できるサービスです。

(3) 「FOD」

フリー・オン・デマンド（Free On Demand）の略称で、当社ないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料で映像コンテンツを視聴できるサービスをいいます。

第11条（みるプラスセットプラン）

エリア	みるプラスセットプラン	サービス内容／各月額料金	セット割引	合計月額利用料金
足利	エンジョイみるプラスセット	・エンジョイデジA ・スタンダードコース50メガ ・みるプラス「見放題パックプライム」	980円	8253円
	プレミアみるプラスセット	・プレミアデジA ・スタンダードコース50メガ ・みるプラス「見放題パックプライム」	980円	9053円
太田	エンジョイみるプラスセット	・エンジョイデジA ・ひかり300メガ ・みるプラス「見放題パックプライム」	980円	8448円
	プレミアみるプラスセット	・プレミアデジA ・ひかり300メガ ・みるプラス「見放題パックプライム」	980円	9248円

第12条（本サービスの視聴申し込み）

当社は、利用者に対して別途定める「IP-VOD サービス利用に関する機器仕様」を満たした機器（以下「推奨機器」という）を通じて、第8条（本サービスの内容）に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、利用者 ID、パスワード、支払方法等の認証情報を用いて視聴を申し込むものとします。

2 「見放題パック プライム」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとします。なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが契約完了月内の解約は受け付けないものといたします。申込みを撤回し又は解約する場合は、撤回し又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

第13条（視聴年齢制限付コンテンツ）

本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点

から、未成年の利用者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。

2 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という。）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している利用者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。

3 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の利用者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。

4 暗証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により利用者が任意の番号に変更できるものとします。

5 利用者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、利用者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、利用者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

第14条（認証情報）

サービス利用の際に、利用者は当社が別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとします。

2 利用者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。

3 認証情報を利用して行われた行為は、全て利用者によって行われたものとみなし、利用者は当該行為について責任を負うものとします。

4 利用者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。

5 利用者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとします。

6 利用者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第15条（初期費用）

契約者は、別表に定める初期導入費用を当社に支払うものとします。

第16条（利用料金）

契約者は、別表に定めるサービス利用料金を当社に支払うものとします。

2 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当該契約者に通知します。

3 利用者が、アスミック・エース株式会社（以下「AA」という）が提供する「見放題パック ジャンル」および「TVOD」を視聴した場合、当社は、AAの定めるところに従い、AAの利用者に対する債権の譲渡を受けるものとします。これにより、利用者は、「見放題パック ジャンル」および「TVOD」の利用料を当社に支払うものとしたします。

第17条（料金の支払い方法）

料金の支払い方法は、当社が別記に定めるところによります。

第18条（料金の返還）

当社側の責めに帰すべき事由により「見放題パック プライム」が利用できない状態となった場合、本サービスが全く利用できない状態であることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上連続し、かつ第12条第2項に基づき視聴を申し込まれた有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、当社は加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金又は料金が既に支払われている場合には返還します。

第19条（端末機などの設置）

当社は、加入者にサービス毎に別表の料金表に定める機器等（みるプラス端末（IP-STB）本体及びその付属品）を設置します。

2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 加入者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を当社に支払うものとします。

4 加入者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

5 当社がこの約款に基づいて設置する機器等、及び設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第20条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。

（1）変更先が同一敷地内の場合

（2）変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

2 設置場所等の変更に必要な工事は、当社又は当社の指定する業者が行います。

3 前項の変更には要する費用はすべて契約者の負担とします。

第21条（遅延利息）

契約者は、料金その他の債務について、料金の支払いを支払期日に遅延した場合は、年利14.5%の遅延金を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて当社への支払いを要します。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

第22条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
- (2) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (3) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (4) 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
- (5) 前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
- (6) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為

第23条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に利用者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

3 当社及び提携事業者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で利用者及び契約者に周知することにより、加入者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

第24条（責任）

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわないものとします。

2 利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は利用者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任は負いません。

3 利用者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。

4 利用者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

5 利用者は、本サービス提供期間中、当社が設置した機器を利用者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は利用者自身の負担により復旧するものとします。

第25条（本サービスの利用の制限）

利用者は、当社が事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、利用者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。

2 利用者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

第26条（本サービスの停止および解除）

当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに本サービス提供停止、または本サービスの利用資格の取消しをすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 利用料金の支払いの滞納
- (2) 第9条を満たさなくなった場合

- (3) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (4) 本サービス提供を妨害した場合
- (5) 本約款または提携事業者約款等のいずれかに違反した場合
- (6) 本サービス利用に関連して、当社、他の利用者または第三者に損害を与えたことが明らかの場合
- (7) その他、当社が利用者として不適切と判断した場合

第27条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

2 利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

第28条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者は、本約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第29条（一時休止）

当社は本サービスの一時休止を認めていません。

第30条（加入契約申込書記載事項の変更）

契約者は、加入申込書に記載した内容及びサービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとし、当社はそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。

2 加入者が前項の規定により変更する場合、当社は第4条（契約の単位と成立）の規定に準じて取扱うものとします。

第31条（個人情報、通信内容等の利用）

利用者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「プライバシーポリシー」が適用されるものとします。

2 利用者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集および利用す

ることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) 本サービスの契約の締結
- (2) 本サービスの料金の請求
- (3) 本サービスに関する情報の提供
- (4) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (5) IP-STBの設置及びアフターサービス
- (6) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
- (7) 本サービス及び当社が提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
- (8) 業務の一部を当社が別途指定する者に委託する場合

3 利用者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて利用者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。

4 当社は、利用者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適なサービスを提供するために、利用者が当社のサーバーにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー (Cookie) の技術を利用して利用者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。利用者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。

5 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。

6 当社は、利用者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で利用者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等へ開示・提供することができるものとします。

7 個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができませんのでご了承ください。

8 お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。

9 当社の個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先

わたらせテレビ株式会社 個人情報についての窓口

住所：栃木県足利市有楽町835 TEL：0120-99-4111

第32条 (通信の秘密)

当社は、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (平

成16年総務省告示第695号)に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- (1) 通信当事者の同意がある場合
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差押等)に基づく強制の処分が行われる場合

第33条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第34条(管轄裁判所)

本サービス及び契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) この約款は、平成29年5月1日より施行します。

料金表

別表

1. 初期導入費用

項目	料金
加入登録料	5000円
IP-STB(専用端末機器)設置費用	5000円

2. サービス利用料金、最低利用期間(オプションサービス)

サービス内容	利用料金	最低利用期間
見放題パック プライム	933円/月	加入月を含む2ヶ月間
見放題パック ジャンル	900~2286円/月	加入月を含む2ヶ月間
月額歌い放題パック	1000円/月	加入月を含む2ヶ月間

3. IP-STB及び付属品の機器代金

品目	代金
IP-STB	10000円

4. 「IP-VOD サービス利用に関する機器仕様」
みるプラスのホームページ (<https://front.milplus.jp/help>) の推奨環境を参照してください。

別記

利用料金の支払い方法

(第17条関係) 料金の支払方法

1. 契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
2. 契約者は、各月の放送サービス料金及び工事費等を金融機関の預金口座振替で、当社の定める期日に毎月支払うものとします。
3. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが金融機関等に係る振込手数料は、契約者の負担とします。
4. 契約者は当社がサービス利用料金等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
5. 当社が必要であると判断した場合、前項で定めた収納代行会社を契約者に通知なく変更できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
6. 預金口座振替について
 - (1) 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料金等の一切の債務について、当社から銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、農協、労働金庫等（以下「銀行」といいます。）に請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引落しのうえ支払うことを承諾します。この場合、契約者は、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしないこととします。
 - (2) 契約者は、銀行が預金口座からの引落日（以下、振替日といいます。）において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合、契約者に通知することなく請求書を返却すること、また振替の指定日以降に再度振替えることを承諾します。
 - (ア) 契約者は、預金口座振替を解約するときは、銀行に書面により届出ます。なお、この届出がなく長期間にわたり当社から請求がない等相当な理由がある場合、契約者から特に申し出が無い限り銀行は預金口座振替が終了したものとして取扱うことを承諾します。
 - (イ) 契約者は、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理することを承諾します。

(ウ) 契約者は、サービスの追加又は変更があった場合も、本規定が適用されることを承諾します。

契約者は、この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行に異議を申し立てないこととします。

7. クレジットカード支払規定

(1) クレジットカードを窓口でご提示してお支払いはできません。

(2) クレジットカード会社の締切日その他の都合により、お手続きに1ヶ月ほどかかることがあります。

(3) クレジットカード会社への確認結果等で、お取扱いできない場合があります。その際はお取扱いできない旨をご通知するとともに、カード支払申込み以前の支払方法を継続させていただくことになります。新規加入者のお申込みの場合は、別のカードあるいは金融機関口座からの自動引落のお申込みをお願い致します。

(4) 無効あるいは変更を理由にカード番号などを変更される場合は、速やかにその旨をわたらせテレビまでご連絡ください。

(5) 前項の連絡がなかった場合でもお客様へのご連絡なしにクレジットカード会社で確認の上、新しいカード番号でのお支払いとなる場合がございます。

(6) お客様が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、お客様の指定したクレジットカードの利用代金の支払い状況によっては、一方的に本手続きを解除させていただく場合がございます。

(7) クレジットカード会社から発行される利用明細書や Web 明細サービスに記載されるご利用店舗名は『わたらせテレビ』となります。

(8) 下記※1の利用条件を満たさなくなった場合、金融機関口座からの自動引落に変更させていただくことになります。

(9) 金融機関の自動引落に変更後の1～2ヶ月間は、クレジットカードのお支払と口座引落と合わせて2ヶ月分のお引落しになる場合があります。

※1 クレジットカード利用条件

デジ録プラン契約者、STB複数台(基本プラン以上)契約者、インターネット最上位コース契約者、わたらせスマホ契約者、ケーブルプラス電話契約者に限る。